

実践記録

学校/学年	小学校／2年	
教科等：単元名	道徳：「勝手にポスターに写真を使っているの？」	
キーワード	著作権	
情報モラル指導 モデルカリキュラム表における 目標	分類	☒ 情報社会の倫理 ☐ 法の理解と遵守 ☐ 安全への知恵 ☐ 情報セキュリティ ☐ 公共的なネットワーク社会の構築
	大目標項目数字 大目標項目内容	b 1：情報に関する自分や他者の権利を尊重する
	中目標項目番号 中目標項目内容	b1-1：人の作ったものを大切にする心をもつ b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する。
授業会場	☐ パソコン教室 ☒ 普通教室 ☐ 特別教室〔 〕 ☐ その他〔 〕	
学習の目標	人が作った作品には著作権があり、利用するときには作者の許可を得て使うことが必要であることがわかる。	
使用教材	教材名	さるおくと学ぼう 「ちてきしょゆうけん」 てなんだろう
	製作者	個人サイト
	入手先(URL 等)	http://www2.odn.ne.jp/yuki-yuki/menu.html

○展開案

	学習活動	指導 評価◎
導入	1 自分の物を勝手に使われた経験を発表する。 2 スライドを見て、さるみさんの作品が勝手に使われたことを知る。	・自分の経験を思い起こさせる。 ・自分の作った作品が、勝手にポスターに使われたことを確かめる。
展開	3 さるみさんの気持ちを考える。 4 さるおくんはどう行動すれば良かったのか考え、話し合う。 5 著作権について基本的な考え方を理解する。	・さるみさんの立場に立って考えさせる。 ・さるおくんのいけないところは何かに目を向け、考えさせていく。 ・著作権という言葉は難しいので、「作った人だけが使えるもの」という言い方で捉えさせる。
おわり	6 これから気をつけたいことなどをふまえながら感想を書く。	◎著作権の概念について理解できたか。 ・全ての活用がだめなわけではなく、個人的な活用は許される場合もあることを伝える。

○授業の成果

- ・スライドを戻しながら、さるみの手作り（オリジナル）のものが写真に撮られ、勝手にポスターにされことを強調することにより、著作権の概念について理解させることができた。

○指導のポイント・留意点

- ・自分で作ったものや考えたものに自分の権利があり、自分が買った筆箱に描かれたキャラクターにはキャラクターを書いた人に権利があるので、自分のものといって、図工の作品などに勝手に使ってはいけないことを指導したい。
- ・個人的にキャラクターの絵を描いて楽しむことは良いことを指導しないと、子どもたちはキャラクターを書くこともいけないと思いこんでしまうので注意が必要である。